

耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件の一部を改正する告示新旧対照案文案

平成十二年建設省告示第千三百八十号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第二百三十八号)第百十五条の二の二第一項第一号の規定に基づき、耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 略</p> <p>第二 令第百十五条の二の二第一号イに掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第一号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準(同告示第一号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」<u>とあり</u>、「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ロにおいて同じ。)に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。</p>	<p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第二百三十八号)第百十五条の二の二第一項第一号の規定に基づき、耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 略</p> <p>第二 令第百十五条の二の二第一号イに掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一第一号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準(同告示第一号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ロにおいて同じ。)に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。</p>

八 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示千九百二二号に定める基準（同告示第二号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」が、「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号八において同じ。）に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

二 略

第三了五 略

八 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示千九百二二号に定める基準（同告示第二号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号八において同じ。）に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

二 略

第三了五 略